令和４年５月24日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。本事務連絡は、令和４年５月19日の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード等を踏まえたもので、概要は下記のとおりです。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

〇基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しないこと。
〇屋外で２メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合はマスクを着用する必要はないこと。
〇屋外で人とすれ違うことはあっても、会話はほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないこと。
〇屋外であっても、近い距離で会話をするような場面では引き続き、マスクの着用を推奨すること。
〇夏場については、熱中症になるリスクが高くなるので、屋外で着用する必要はない場面では、マスクを外していただくことを推奨すること。
〇屋内で他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスク着用は必要ないこと。他方、会話を行う場合は、着用を推奨すること。
〇屋内で距離が確保できない場合はマスクの着用を推奨すること。
〇２歳未満（乳幼児）の子どもは、引き続き、マスク着用は奨めないこと。
〇２歳以上の就学前の子どもは、マスク着用を一律には求めないこと。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）